

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 20 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 1 2 月 8 日  
午前 9 時 3 0 分開会  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 130 号 平成 20 年度 公下第 8 号 吉備第 4 幹線管渠布設工事 (第 2 工区) の請負変更契約について
- 日程第 5 議案第 133 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 6 議案第 134 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 7 議案第 135 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 8 議案第 136 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 9 議案第 113 号 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 114 号 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 115 号 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 116 号 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 117 号 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 118 号 平成 20 年度 有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 119 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 120 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 121 号 有田川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 122 号 有田川町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 123 号 有田川町公共下水道事業整備基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 124 号 有田川町公共下水道事業減債基金条例の制定について
- 日程第 21 議案第 125 号 有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 22 議案第 126 号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 127 号 有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 128 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 129 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することの協議について
- 日程第 26 議案第 131 号 財産の取得について
- 日程第 27 議案第 132 号 財産の取得について
- 日程第 28 議案第 83 号 平成 19 年度 有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 84 号 平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 85 号 平成 19 年度 有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 86 号 平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 議案第 87 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 議案第 88 号 平成 19 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 議案第 89 号 平成 19 年度 有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 議案第 90 号 平成 19 年度 有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 議案第 91 号 平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 議案第 92 号 平成 19 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 議案第 93 号 平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39 議案第 94 号 平成 19 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40 議案第 95 号 平成 19 年度 有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 41 議案第 96 号 平成 19 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 42 議案第 97 号 平成 19 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 43 議案第 98 号 平成 19 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである (24 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
12 番	森 本 明	13 番	横 畑 龍 彦
14 番	殿 井 堯	15 番	浦 博 善
16 番	林 道 種	17 番	坂 上 東洋士
18 番	楠 部 重 計	19 番	新 家 弘
20 番	西 弘 義	21 番	中 〇 正 門
22 番	中 山 進	23 番	竹 本 和 泰
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (2 名)

11 番	佐々木 裕 哲	24 番	大 岡 憲 治
------	---------	------	---------

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

5 番	東 武 史	23 番	竹 本 和 泰
-----	-------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	西尾幸治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池 ■ ひろ子
------	------	----	---------

## 8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

11番、佐々木裕哲君、24番、大岡憲治君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第4回有田川町議会定例会を開会します。

開議 9時31分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、東武史君、23番、竹本和泰君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から12月1日に開催された委員会の結果について、ご報告を願います。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る12月1日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から12月22日までの15日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第4から日程第27までの、議案24件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会でご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月22日までの15日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、24件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人です。

次に、監査委員より平成20年8月、9月、10月分の例月出納検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第4から日程第27までの議案24件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第27までの議案24件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成20年第4回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位に

は、年末を迎えてたいへんお忙しい中ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

今年の有田みかん、結構今のところ高値で推移をしているということを聞いています。たいへんうれしく思う次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第113号は、平成20年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の財産管理費では、吉備庁舎集中監視盤改修工事等の工事請負費に1,400万円を補正、3款民生費の障害者福祉費では、障害介護給付費に1,084万9,000円の補正を、扶助費においては重度心身障害児者医療費に1,300万円の減額を、老人福祉費では、有田郡老人福祉施設への負担金に335万4,000円の補正を、児童福祉費では、報償費として第3子出産祝い金に425万円を、6款農林水産業費の林道新設改良費では、大蔵沼谷線開設工事費に493万7,000円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、工事請負費に600万円を、道路新設改良費では、交通安全整備事業費に1,526万5,000円を、また、委託料の押出杉野原線測量設計委託料に975万円減額補正を、9款消防費の災害対策費では、備品購入費に1,175万円を、10款教育費の小学校費の教育振興費では、教科書改訂に伴う指導書の不要により、948万7,000円の減額を、中学校費の学校建設費では、八幡中学校地震補強大規模改造事業費に2,200万円を、12款公債費の元利償還金では、5,680万円の減額を、13款基金費では、積立金に2,369万3,000円の補正を行っています。

今回の補正総額は6,866万4,000円となり、補正後の予算総額は158億2,511万7,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしまして、国・県支出金、地方特例交付金、町債などを充てることにいたしております。

議案第114号は、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、保険給付費で2,752万円の増額を、後期高齢者支援金等に347万3,000円を、老人保健拠出金に271万6,000円を、また、介護給付金では401万4,000円の減額をし、補正総額は2,994万5,000円となり、補正後の予算総額は39億632万7,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金、療養給付費交付金及び基金繰入金を充てることにしております。

議案第115号は、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、総務費の一般管理費ではプログラム変更委託料等に262万4,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は、6億5,253万9,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金等を充てることにしております。

議案第116号は、平成20年度有田川町介護保健事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、介護認定審査会費に22万円を補正するものであります。補正後の予算総額は、22億1,349万9,000円と相なります。

議案第117号は、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、公債費の繰上償還金に4,253万4,000円を補正し、補正後の予算総額は、4億4,051万円と相なります。

議案第121号は、有田川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び……

〔「説明が飛んだ」と発言する者あり〕

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 9時40分

再開 9時41分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

どうも、すみません。

議案第118号は、平成20年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、簡易排水施設管理費として修繕料に82万3,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は、427万2,000円と相なります。

議案第119号は、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、公共下水道事業費の一般管理費で100万円を補正するものであります。補正後の予算総額は、16億9,777万8,000円と相なります。

議案第120号は、平成20年度有田川町水道事業会計補正予算第3号であります。

予算で定めています「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」である職員給与費の金額を補正するものであります。既決額8,024万5,000円に対し120万円の増となり、補正後は8,144万5,000円となります。

議案第121号は、有田川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益



財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、地方自治法の一部が改正されるため、民法で規定されていた地縁団体に関する事項が廃止され、地方自治法並びに同法施行規則に新たに規定されたため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第122号は、有田川町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正が施行されるのに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第123号は、有田川町公共下水道事業整備基金条例の制定についてであります。

今後の公共下水道の整備を円滑かつ効率的に推進するため、起債対象事業費の5%を超える受益者負担金及び首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額国庫補助金の額を原資として、地方自治法の規定に基づき基金を設置いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第124号は、有田川町公共下水道事業減債基金条例の制定についてであります。

公共下水道事業に係る町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、和歌山県下水道事業促進整備交付金の額を原資として、地方自治法の規定に基づき、基金を設置いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第125号は、有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、二川ダム公園内に設置されている老人憩の家清寿荘の場所に二川ダム管理事務所の移転が決定したことに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第126号は、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、循環型社会の形成を規定し、役場自身も省資源・省エネを推進する義務を規定、また、多量排出事業者などに減量指導でき、ごみ減量化に努めることを規定するなど、循環型社会を進めるため、所要の改正など現条例にない規定が多く、一部の改正ではなく、全部を改正する条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第127号は、有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、二川ダム管理事務所の移転に際し、老人憩の家清寿荘で行っていた、デイケア、地域懇談会の開催について、現在閉鎖している湖畔の家ふたがわを利活用するため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第128号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい

てであります。

今回の改正は、政策金融機関改革が平成20年10月1日より施行されたことにより、国民生活金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に改編されたことに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第129号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することの協議についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正等に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第130号は、平成20年度公下第8号吉備第4幹線管渠布設工事（第2工区）の請負変更契約についてであります。

平成20年度公下第8号吉備第4幹線管渠布設工事第2工区については、平成20年6月24日第2回定例会において、契約金額2億2,102万5,000円で議決をいただいているものでありますけれども、小口径推進施工にあたり、発信立坑が事業所出入口前で大型車両が出入りすることから、当初は夜間施工としていましたが、事業所との協議で昼間施工に変更することにより減、また、公共ますの位置変更に伴う本管布設延長の減などにより、472万5,000円減額の2億1,630万円に契約を変更いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第131号は、財産の取得についてであります。

平成20年度有田川町地域交流センター備品購入について、平成20年11月20日、6業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字下津野287番地4 やなぎ屋 川口親弘氏が1,342万5,037円で落札いたしましたので、備品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第132号は、財産の取得についてであります。

平成20年度有田川町地域交流センター図書購入（2）について、平成20年11月20日、3業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字下津野270番地 平松書店 平松次氏が1,176万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第133号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員 鈴間稔氏の任期が平成21年2月22日をもって満了いたします。つきましては、その後任として人格が高潔で教育に関し識見を有する有田川町大字小川357番地 岩本行弘氏を教育委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第134号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員 三木眞澄氏の任期が平成21年2月21日をもって満了しますが、知識、経験豊富な同氏を引きつづき選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第135号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員 中井理自<sup>まさし</sup>氏の任期が平成21年2月21日をもって満了しますが、知識、経験豊富な同氏を引きつづき選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第136号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員 中裕清吉<sup>せいきち</sup>氏の任期が平成21年2月21日をもって満了しますが、知識、経験豊富な同氏を引きつづき選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する、私の説明を終わります。

どうか、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、心からお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（橋爪弘典）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

休憩 9時55分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 日程第4 議案第130号 ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

日程第4、議案第130号、平成20年度公下第8号吉備第4幹線管渠布設工事第2工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第83号から日程第43、議案第98号までの16件を先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第83号から日程第43、議案第98号までの16件を先に審議することに決定しました。

…………… 決算審査特別委員長報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第28、議案第83号から日程第43、議案第98号までの16件については、第3回定例会第1日目において決算審査特別委員会に付託されております。委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

委員長欠席のため、副委員長、竹本和泰君。

○決算審査特別副委員長（竹本和泰）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。委員長が都合により欠席されておりますので、私、副委員長よりご報告をさせていただきます。

去る、9月議会に提出され、当特別委員会に付託されました平成19年度決算審査を、10月27日、28日の両日にわたり、決算に係る主要施策の成果説明書を主として、各課決算状況を各担当課職員の説明により、決算特別委員会全委員出席のもと、慎重審議いたしました。その結果についてご報告させていただきます。

まず初めに、企画財政課より、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律——財政健全化法について説明を受けました。

この法律は、各地方公共団体に平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられ、平成20年度決算から財政指標が一定の基準を超える地方公共団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に財政状態の改善に取り組まなければ

なりません。今回の財政健全化法では、早期健全化の段階のこの財政健全化計画にも、議会の議決が必要となり、議会における責任は大変重要となってきます。本町の平成19年度決算におけるこれら各比率は、現時点ではすべて下回っており、財政状況は健全な状態であると言える。しかしながら、町の財政力を示す財政力指数は0.360、財政の弾力性を示す経常収支比率は95.3%と、申すまでもなく非常に切迫し、とりわけ実質公債費比率は19%となるなど、まさに抜き差しならない財政状況にあり、今後の予算編成に多大な影響を与えるものであります。

それでは、一般会計より決算状況、委員会内での主な質疑、採決結果をご報告いたします。

平成19年度一般会計決算額は、歳入総額170億3,009万9,000円、歳出総額167億6,960万8,000円、形式収支額は2億6,049万1,000円、翌年に繰り越すべき財源1億2,366万7,000円を控除した実質収支は1億3,682万5,000円となり、これを前年度と比較すると、歳入においては5億1,848万4,000円で3.1%の増、歳出においては4億7,957万5,000円で2.9%の増、実質収支においては△2,510万6,000円で15.5%の減となっています。

歳入の内訳につきましては、町税28億8,064万1,000円を含む自主財源は47億2,692万6,000円で、構成比27.76%。一方、国・県支出金、町債、地方譲与税等の依存財源は123億317万4,000円で、構成比は72.24%となり、これを前年度と比較すると、自主財源は6億5,736万5,000円の16.15%の増、依存財源は△1億5,664万4,000円で1.26%の減となっています。

歳出の内訳につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費に75億5,869万6,000円で、構成比は45%、普通建設経費及び災害復旧費の投資的経費で37億3,420万7,000円の構成比22%、積立金、繰出金等その他の経費は54億7,670万5,000円で構成比は33%であります。これを前年度と比較すると、義務的経費は6億2,517万1,000円で9%の増、投資的経費は△3億565万5,000円で7.6%の減、その他の経費は1億4,229万1,000円で2.7%の増であります。

また、特に歳入面では、三位一体の改革による税源移譲等により、町税収入が約2億6,900万円増加したものの、普通交付税、地方譲与税、臨時財政対策債等でそれ以上の減収となり、歳入総額に占める経常一般財源は前年度比約7,500万円減であり、年々減少している。一方、歳出面では、人件費、扶助費、公債費といった経常的費用は、前年度より約6,300万円減少したものの、経常収支比率は95.3%と依然高水準で、財政構造の弾力性が失われ、非常に厳しい財政運営を強いられている。

質疑応答について、企画財政課関連では、委員より、有田川町の標準財政予算規模は95億円ほどにあるが、実際176億円であり、将来の危険度についての質問に対し、課長より、今後、予算規模の縮小は是が非でも実施しなければならない課題であり、思い切っ

た事業の取捨選択を行うことにより実質公債費比率を極力減らし、経常収支比率を70%ぐらいに下げていかなければならないとのことでありました。そのためには、行政改革を強く押し進め、より効果的な行政運営が求められるものでありますが、住民サービスの低下を招かないように、今後取り組まれたいと思います。

また、消耗品並びに備品購入費について、地元発注が平成18年度に比べて平成19年度はさらに落ち込んでおり、いろんな諸事情はあると思いますが、地域振興の面から地元発注でお願いいたしたく思います。

合併特例債や辺地債、過疎債を有効に活用してほしいとの要望に対し、担当課から推進に向けて努力しているところですが、財政基盤を見据えながら進めていきたいとことであります。

情報管理課関係では、コンピューターウィルス対策はされているのかとの問いに、新しいシステムを入れているので、現在まで影響は受けていないということですが、情報社会の中で日々発達するハッカーの動きに十分な防護策をとっていただきたく思います。

下水道事業課関係での加入率の問題について、将来、大きな負担になることが想定される中で、もっといろんな方法で加入促進に努力していただきたいとの質問に、関係課としては、加入促進特別委員会を立ち上げるなど、さらに加入促進に力を入れていきたいとのことであります。

環境衛生課については、不法投棄の問題、資源ゴミの入札差額の使用用途について、教育委員会関係では、食育指導の推進について、海外研修における効果、保田紙の振興、少年センターの活動状況、公民館主事等の人選問題について、産業課では、農林業の担い手問題、鳥獣被害対策、開発公社の運営状況の説明等について、福祉課では、保育所の職員体制並びに定員の見通しにおける地域割りについて、税務課では、税回収機構関連について、建設課では、国道・県道・町道・林道の改修状況並びに今後の見通しについてなど、委員より活発な意見が出る中、担当職員から答弁がなされ、一般会計の質疑が終結いたしました。

また、各特別会計については、一般会計の非常に厳しい財政状況を踏まえ、独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の節減、合理化や収納率の向上に努めていただきたく思います。

このあと、決算にかかる意見調整を行い、一般会計・特別会計について慎重審議いたしました。

その結果、議案第83号の一般会計並びに議案第84号の国民健康保険事業特別会計、議案第86号介護保険事業特別会計、議案第93号公共下水道事業特別会計については、不認定とする意見もありましたが、賛成多数で認定することに決定いたしました。他の議案第85号並びに議案第87号から議案第92号、議案第94号から議案第98号の各特別会計については、いずれも適正と認め、本委員会は全会一致で認定することに決定いたしました。

今後、本町が主体性を持ち、住民の付託にこたえ、独自のサービスの提供など、その責務を将来にわたって全うしていくためにも、安定的な財政運営を目指していくことを求めるものであります。

これをもって、委員会としての報告を終わります。

…………… 日程第 28 議案第 83 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 28、議案第 83 号、平成 19 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

議案第 83 号、平成 19 年度一般会計歳入歳出決算について、以下の理由で反対とします。

第 1 に、三位一体の改革で税源移譲されましたが、逆に地方交付税負担金などが削減されて、トータルマイナス 2 億円になっています。

第 2 に、財政健全化法の本格実施を前に、さらに財政支出の抑制で住民の要望やサービスが低下していくことが予想されます。

第 3 に、集中改革プランの実行で負担増を求め、補助金の削減で町民負担増や事業の縮小で住民サービスが低下しています。

第 4 に、さまざまな事業の見直しが進められている中で、また事業効果が明確にならない、しかも対象人数が少ない中でも海外研修は聖域のように事業を進めている姿勢であります。

第 5 に、景気がこれだけ深刻化している中で、町内の内需拡大をどう高めるかという点では、食糧費が唯一 58% で過半数を超えていますが、消耗品費は 20%、備品購入費は 15% と、地元発注率が少な過ぎます。もっと引き上げるべきではないでしょうか。

第 6 に、臨時雇いの賃金が多過ぎます。特に、保育所関係で 7,421 万 7,056 円で、全体の 46% も占めています。正規職員は 40 人に対して、非常勤保育士は 44 人となっています。正規の保育士の比率を高めていくべきです。

第 7 に、藤並保育所の入所定員は、国が定員の 3 割増しまで入所を認めていますが、その 1.3 倍を超えています。超えないように事態を打破すべきではないでしょうか。

第 8 に、郡町村会負担金に 650 万円や、県郡町村議長会負担金 232 万 6,254 円

は多過ぎます。事業内容をもっと精査して縮小すべきです。

第9に、後期高齢者医療制度実施のために、システム更新に4,480万円余りと、連合会負担金1,142万4,000円組んでいます。

第10に、道路の維持修繕費は、せめて2年以内の実現できるよう、地元区の要望にこたえるように予算化すべきであります。

以上のことを踏まえながら、農林商工業、少子高齢化対策を思い切った予算配分をすべきであることを申し伝えて、反対討論といたします。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第29 議案第84号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第29、議案第84号、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

議案第84号、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以下の理由で反対とします。

第1に、国保制度の目的は、被保険者の所得階層は安定していないことを前提に社会保障及び国民保険の向上と明記しています。この目的をしっかりと踏まえるべきです。

第2に、国庫補助金を医療費ベースで45%から38.5%に減らしてきたことが問題です。これで全国の自治体の9割が赤字転落、当面45%に戻すよう国に働きかけるべき



です。そして、払える国保制度にすべきです。

第3に、メタボ健診に重点を置かれ、健診が進まないと、町にはペナルティがかかります。また、健康を進めれば進めるほど、被保険者の税負担に跳ね返ってくる矛盾もあります。ないように、せめて子供のいる家庭で資格証明証を発行されている世帯の子供の分だけでも保険証を発行すべきです。

以上の理由で反対といたします。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第30 議案第85号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第30、議案第85号、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第31 議案第86号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第31、議案第86号、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

議案第86号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以下の理由で反対といたします。

第1に、受益者負担の考えが導入されて、いくら本人や家族が困窮していても、入所や在宅サービスを受けたくても、お金の余裕がなければ十分なサービスが利用できない状態です。また、依然として施設に空きがなく、なかなか入れない状態にあります。

第2に、年金から天引きされるのも問題です。

第3に、サービスが増えてくると、必ず保険料に跳ね返ってきますから、制度を見直すたびに保険料が上がっていきます。

以上の理由で反対といたします。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 2 議案第 8 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 2、議案第 8 7 号、平成 1 9 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 3 議案第 8 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 3、議案第 8 8 号、平成 1 9 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 4 議案第 8 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 4、議案第 8 9 号、平成 1 9 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 5 議案第 9 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 5、議案第 9 0 号、平成 1 9 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 6 議案第 9 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 6、議案第 9 1 号、平成 1 9 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 7 議案第 9 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 7、議案第 9 2 号、平成 1 9 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 8 議案第 9 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 8、議案第 9 3 号、平成 1 9 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

1 番、尾上武男君

○1 番（尾上武男）

議案第 9 3 号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以下の理由で反対とします。

第 1 に、この段階の事業収支の試算でも 2 年目からマイナスを計上し、5 年後には 1 億を超える赤字が予想されるように、具体的に進めば進むほど、この予測を超える赤字が十分予想されるということです。

第 2 に、第 2 期分の拡張認可申請業務について計上している点です。第 1 期分だけで事業を終えて、第 2 期以降は計画しないよう求めます。

以上の理由で反対といたします。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。  
よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 9 議案第 9 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 9、議案第 9 4 号、平成 1 9 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出  
決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。  
よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 0 議案第 9 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 4 0、議案第 9 5 号、平成 1 9 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出  
決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４１ 議案第９６号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第４１、議案第９６号、平成１９年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４２ 議案第９７号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第４２、議案第９７号、平成１９年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４３ 議案第９８号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第４３、議案第９８号、平成１９年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第５から日程第２７までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中

止いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、12月16日、火曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 13時38分